

平成 16 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名

NSW

(登記社名：日本システムウエア株式会社)

代表者の役職名

取締役社長 多田 修 人

コード番号

9739 東証第一部

本社所在地

東京都渋谷区桜丘町31番11号

問合せ先

責任者役職名

取締役副社長兼執行役員 経理部長

氏 名

柳 田 悦 之

電 話

03 - 3770 - 1111 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の発行内容等に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 10 月 25 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20、商法第 280 条ノ 21 および平成 16 年 6 月 29 日開催の当社第 38 回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権（ストックオプション）に関する発行要領および割当対象者を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役、執行役員および従業員
2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 162,500 株
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率
3. 発行する新株予約権の総数
合計 1,625 個
(新株予約権の 1 個当たりの目的となる株式数 100 株。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 新株予約権の発行日
平成 16 年 10 月 25 日
6. 新株予約権行使時に払込みすべき金額
1 株当たり 823 円
新株予約権 1 個当たりの払込金額は、1 株当たりの払込金額に上記 3. に定める新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。
なお、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

7. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

133,737,500 円

8. 新株予約権の行使期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで

9. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、後記 で掲げる新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、取締役、執行役員または従業員の地位を失った後も引き続き権利を行使できる。

新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を相続することができる。ただし、行使期間開始以前に死亡した場合は、この限りでない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。

その他の条件については、平成 16 年 6 月 29 日開催の当社第 38 回定時株主総会決議および平成 16 年 10 月 25 日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が 9. の条件を満たさない状態になり、権利を喪失した場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額

新株を発行する場合は発行価格の 2 分の 1 (1 株につき 412 円) を資本に組入れる。ただし、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を移転する場合は資本組入れは生じない。

13. 新株予約権の割当てを受ける者の人数およびその内訳

当社取締役	2 名	160 個 (16,000 株)
当社執行役員	16 名	440 個 (44,000 株)
当社従業員	162 名	1,025 個 (102,500 株)
合計	180 名	1,625 個 (162,500 株)

以 上

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 16 年 5 月 20 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 16 年 6 月 29 日 |
| (3) 権利行使期間 | 平成 18 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで |